

# 県立新旭養護学校いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定  
平成29年2月22日改訂  
平成30年3月15日改訂

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校においては、校内よりも校外においていじめを受ける可能性や、いじめを受けても自分から発信できないといった弱さを持っています。それだけに教職員の役割が高いといえます。

本校では、いじめの防止等の措置を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの防止等の対策の考え方や内容等を「県立新旭養護学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)」として定め、県教育委員会と適切に連携し、いじめの問題に組織的に取り組みます。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと「子どもの目線」に立っていじめを把握し、子どもの最善の利益の実現のために、適切かつ迅速に対処します。

このため一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、地域や関係機関と積極的に連携します。

また、いじめの未然防止のため、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するなど児童生徒自身による主体的な活動を推進します。

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、本校では、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、地域、家庭その他の関係者と一体となって継続的な取組を進めます。

また、あらゆる教育活動を通じて、全ての児童生徒の実態に合わせ「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させよう努めるとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、発達段階に応じて児

童生徒一人ひとりに相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を進めるなど、児童生徒自らがいじめの未然防止に主体的に取り組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

このため、本校では、日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

児童生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、児童生徒との信頼関係を築くとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

さらに、本校には、いじめられていることを周りに相談することができない児童生徒がいることから、教職員はこれら児童生徒の言動には特に注視します。

## (3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対処します。

このため、本校では、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において速やかに対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や県教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

このため、平素から全ての教職員が、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めるとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有を進めます。

## (4) 家庭や地域および関係機関との連携

学校だけでなく社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題についてPTAや地域の関係団体等と協議する機会を設けたり、地域学校協働本部や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用し、いじめの問題について地域、家庭と連携、協働した対策を進めます。

また、本校だけでは適切な対応が困難な場合には、警察、児童相談所、福祉機関、医療機関、法務局等の人権擁護機関等の関係機関との適切な連携と情報共有を図ります。

## 第2 学校いじめ防止基本方針の策定といじめ対策委員会の設置

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校では、いじめの未然防止、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）のあり方、いじめの相談体制、校内研修などについて「学校いじめ防止基本方針」に定めます。その際、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たものになるように工夫します。

学校いじめ防止基本方針は、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に必ず説明します。

また、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、具体的な指導内容のプログラム化を図ったり、アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定めます。

### 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

その役割等については、以下のとおりとします。

#### (1) 役割

- ア) いじめの相談・通報を受け付ける
- イ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う
- ウ) いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係を把握する
- エ) いじめであるか否かの判断を行う
- オ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- カ) いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を行う
- キ) いじめの防止等の取組の年間計画を作成・実行・検証・修正する
- ク) いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- ケ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る
- コ) 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- サ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかについての点検を行い、その結果等を勘案して、必要に応じて見直しを行う

#### (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭（または教務主任）、生徒指導主事（生活指導部長）、支援部長、人権教育担当の主任、学部主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

### (3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、学校地域特別支援委員会、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

## 第3 いじめの防止等に関する措置

### 1 いじめの未然防止のための取組

#### (1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 校内研修の実施に当たっては、必要に応じて心理の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- ・ 平素から、教職員が相互に積極的に児童生徒についての情報を共有します。
- ・ 全校集会やホームルーム活動等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成します。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ・ 児童生徒に対して、いじめを見つけたら、すぐに身近な先生に伝えることをはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。
- ・ 児童生徒の実態に合わせて、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

#### (3) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ 児童生徒一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒等のために配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導および支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行います。

#### (4) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が活躍

でき、自己有用感や自己肯定感を高められる機会の設定に努めます。

(5) 児童生徒自らが行ういじめ防止に関する取組

- ・ ホームルーム活動や児童・生徒会等の活動において、児童生徒の実態に応じていじめの問題を自分のこととして捉え、考える活動や命の大切さについて学び、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進します。

(6) 家庭との連携

- ・ いじめ防止基本方針の策定にあたり、児童生徒や保護者の代表、関係機関等の参画が確保できるよう工夫します。
- ・ 家庭に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。
- ・ 学校評議員会の場やP T A等がいじめの問題について協議する機会を設けることに努めます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒への理解を図る研修を地域にも公開し推進します。

## 2 いじめの早期発見のための取組

- ・ 日常的に児童生徒に声かけをするなど、児童生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童生徒の様子の把握に努めます。
- ・ 家庭訪問等を活用し、保護者との緊密な連携を図り、児童生徒の様子を把握するようにします。
- ・ 必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ・ 日頃から教職員間の情報共有を行います。
- ・ 学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ・ 保健室の利用、関係機関等の相談窓口について周知します。
- ・ 地域の学校との連携を図り、情報収集に努めます。

## 3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- ・ 他校の児童生徒にいじめられた報告を受けた場合、当該学校との緊密な連携を図ります。
- ・ いじめを発見した、または通報を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告します。
- ・ 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、校長が速やかに県教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・ 事実確認は教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

- ・児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援

- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立って事実関係を聴取します。
- ・家庭訪問等により、速やかにいじめを受けた児童生徒の保護者に事実関係を伝えます。また、聴き取り等によって判明した事実は、いじめを受けた児童生徒の保護者に適切に提供します。
- ・教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室指導とする等、いじめを受けた児童生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・いじめが解消したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。  
なお、「いじめが解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とします。
  - ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
  - ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。
- ・聴き取りやアンケート調査等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童生徒の保護者に提供します。

(3) いじめを行った児童生徒への指導またはその保護者への助言

- ・いじめを行った児童生徒から、児童生徒の実態に配慮し複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ・いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・児童生徒の実態によっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめを行った児童生徒の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・児童生徒のプライバシーに十分留意して対応します。
- ・孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほかさらには出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をします。
- ・教育上必要と認めるときは、児童生徒に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対しての懲戒の指導を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・児童生徒の実態によって次の事項にて集団への働きかけを行います。  
ア) いじめを見ていた児童生徒に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。

- イ) いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
  - ウ) はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
  - エ) 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
  - オ) 全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ・ 必要に応じ、保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。

#### 4 インターネット等によるいじめへの対応

- (1) インターネット等によるいじめの防止、早期発見のための取組等
  - ・ 教員に対し、インターネット等を通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
  - ・ 児童生徒や保護者に対し、インターネット等による人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
  - ・ 児童生徒に対し、情報ツールを使用する際の怖さやモラルについて指導します。
  - ・ 保護者に対して、インターネット等によるいじめについての理解を促します。
- (2) インターネット等によるいじめへの対処
  - ・ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

#### 5 その他

- (1) 校務の効率化
  - ・ 一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。
- (2) 学校評価において
  - ・ いじめの実態把握や適切な対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標に設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。
- (3) 教職員の評価
  - ・ 日頃からの児童生徒理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにします。

### 第4 重大事態への対応

#### 1 重大事態が発生した場合の調査

重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下のとおりとします。

ア) 同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

イ) 同項第2号の「相当の期間」について

年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査等を行います。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、その旨を直ちに県教育委員会を通じて知事に報告します。

(3) 重大事態の調査

調査では、重大事態に至る原因となつたいじめ行為の内容について、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係の問題点について、教職員の対応についてなどの事実関係を県教育委員会と連携して、可能な限り網羅的に行います。

この調査で得られた資料は、法第14条第3項の規定に基づき県教育委員会に設置される附属機関に提供します。

(4) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにします。

調査の一環としてアンケート等を実施する場合、いじめを受けた児童生徒や保護者にその内容を提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒および保護者に説明する等の措置を講じます。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 学校基本方針、年間計画の見直し

P D C Aサイクルに基づき、学校基本方針は必要に応じて、また年間計画は毎年度見直します。

### 2 学校基本方針、年間計画の公表

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公表します。